

## 瀬戸大橋開通二十周年の所感



井原 健雄

(香川大学名誉教授)

Takeo  
Ihara

「歲月人を待たず」といわれるが、瀬戸大橋が開通して今年の4月で20年が経過したことになり、真実、驚きを禁じ得ない。約10年の歳月と1兆1千億円余の資金を投じて建設された瀬戸大橋は、道路と鉄道の併用橋であるとともに、四国と本州を最初の陸路として直結したルートであることに最大の特徴がある。「十年一昔」といわれるが、もしもそうだとすれば、この瀬戸大橋の開通がいまから「二昔」も前になることから、改めて時の経過を強く意識することもなく過ごしてきた自らの怠慢を恥じ入るばかりである。

しかし、反省の意味を込めて、過去の経緯を振り返ってみると、かつては「夢の架け橋」とまで謂われ、大きな期待を寄せられていた本四3架橋も、1973年の石油危機に伴う「総需要抑制策」等によってその実現が危ぶまれたことなどは、すでに忘却の彼方に消え去り、いまや瀬戸大橋を含む本四3架橋のすべてが完成して、その雄姿が風光明媚な瀬戸内海に見事なまでに融合しているというのが現実の姿なのである。換言すれば、本四3架橋は、いまや在って当たり前の存在になっているのである。

筆者自身、現在、四国の高松に住み、しかも北九州市立大学の大学院に勤務していることから、原則として少なくとも毎週1回は、高松と北九州の間を移動している。もとより、そのルートは、瀬戸大橋に併設された本四備讃線のマリナーを利用して岡山経由で、そこから新幹線に乗り換える。所要時間は、片道約3時間である。このようにして、毎週前半は北九州で過ごし、後半は高松で過ごしているのである。かく言うが筆者の日常生活は、落ち着きのない放浪生活をしているように思われるかもしれないが、決してそうではなく自らの意思により「複数居住」(Multi-habitation)を行っていると感じているのである。もとより、このような生活が可能になったのも、ひとえに本四架橋の整備によって交通の利便性が向上したからにはほかならない。その意味でも本当に有り難いと、その建設に携わってこられた関係者各位に心から深く感謝する次第である。

しかし、よく考えてみると、それまでの間に我々の身近なところで、しかも我々の想像を遥かに超えるような極めて大きな変化が着実に顕在化していることに気付くのである。例えば、個別具体の事例として、まずJR瀬戸大橋線の輸送人員の推移に着目すれば、昭和63(1988)年度には、前年度の宇高連絡船時代の約2.6倍に増加するとともに、平成元(1989)年度には幾分減少したもの

の、その後、明石海峡大橋が開通する前年の平成9(1997)年度まではほぼ同水準で推移した。しかし、明石海峡大橋が開通した平成10(1998)年度からは微減傾向を示していたが、平成17(2005)年度には再び増加傾向に転じている。その結果、平成18(2006)年度には、快速「マリナー」が高松～岡山間を毎日36往復して、1年間に約800万人、1日当たり約2万2千人ほどの乗客を運んでいるのである。

また、この本四架橋と四国島内の高速道路網がリンクされたことから、高松中央ICを起点として、関西方面に向かう高速バスの便数は、現在、大阪・難波行きが1日当たり36便運航されているほか、神戸行きが22便/日、京都行きが6便/日、それに関西国際空港行きが7便/日となっており、明石海峡大橋の開通以降、本四間高速バスの便数は大幅に増加しているという事実も指摘されるのである。

筆者は、かつて、本四架橋のインパクトとして、短期的には、観光やレジャーのための資本投下が増えたとともに、本四間の交通流動が増加すると指摘した。また、中期的には、四国島内への企業の新規立地や物流の集配機能の変化等によって産業構造の再構築が顕在化するとともに、長期的には、環境保全等にも配慮され、瀬戸内海を中心とした新たな空間形成が展開するであろうと予想した。しかし、その後、思いもなかった与件の変化(なかでも急激な円高の影響等)によって、その予想が現実の姿と幾分乖離してはいるが、量的な拡大局面から構造的な変化が誘発され、圏域的な変化が次第に顕在化するという趨勢については、概ね、妥当していると言えるであろう。

そこで留意したいのは、本四架橋の整備に学ぶ歴史からの教訓と今後のあり方についてである。その際、是非とも想起して欲しいのは、小西和が主張された「陸主海従」から「海主陸従」への発想の転換である。換言すれば、島嶼部も含めて海から陸を見る視点とその対応が重要なのであり、これからの時代を先取りする地域資源の再発見と、景観・風景・風土にも配慮した新たな「知識連鎖」(Knowledge-linkage)の深度化が強く望まれる。

## 改正組合法対応研修会を開催



▲中澤講師

本会は2月1日、ウェルシティ高松において「改正組合法対応研修会」を開催し、県下組合の役員163名が受講しました。

当日は全国中小企業団体中央会政策推進部主幹の中澤善美氏を講師に迎え、「改正組合法と今後の対応のポイント～今年、対応すべきポイントは何か?～」をテーマに、昨年4月1日に施行された改正組合法の概要と特に留意すべき事項についての解説がありました。

役員（理事・監事）の任期の変更、理事による利益相反取引の制限、監事の権限拡大及び監事の権限定と組合員の権限拡大等、今回、組合ガバナンス向上のために改正された法律についての概要説明がありました。

また、当日配布された「事業協同組法定款参考例新旧対照表」をもとに法改正により大幅に変更された全国中小企業団体中央会策定の定款参考例について説明がありました。法改正に伴う定款変更についてのポイントは下記のとおりです。



▲講習会の様子

### 組合法改正に伴う定款変更について

#### ■必ず変更しなければならないもの

- 役員（理事）の任期

現行の定款で理事の任期を「3年」と規定している組合は、法令違反の規定になるため、必ず定款変更する必要があります。

#### ■変更することが望ましいもの

- 理事長、副理事長及び専務理事の選出
- 代表理事の職務等（条文追加）
- 総会招集の手続
- 総会の議事録
- 理事会の議長及び議事録

現行の定款では不十分ですが法令違反でない場合は、法令に従えば問題ありません。しかし、組合員等の誤解を避けるため定款変更が望ましいです。

#### ■変更すると便利なもの

- 規約
- 理事会の決議

現行の定款よりも法令の方が緩和されたため、変更すると便利なものがあります。変更しなければ従来の定款規定が生きます。

上記の観点から十分にご検討いただき、この機会に現行の定款を全面的に見直すことも含めて組合で検討してみてください。各変更の詳細な内容については、香川県中央会までお問い合わせください。

また、定款変更を行う際には、認可申請手続きが円滑に進むよう、理事会や総会へ議案として提出される前に、香川県中央会へご相談ください。

※定款参考例につきましては本会ホームページに掲載していますのでご覧ください。

URL ■ [http://www.chuokai-kagawa.or.jp/chuokai/q\\_a/tetuduki/index.html](http://www.chuokai-kagawa.or.jp/chuokai/q_a/tetuduki/index.html)

## 商工中金の転換に係る説明会(第2回)を開催



▲福山理事



▲則藤高松支店長

本会は2月18日、リーガホテルゼスト高松において「商工中金の転換に係る説明会(第2回)」を開催しました。県下の組合代表者の方など109名が出席し、商工中金の株式会社化の詳細について商工中金の福山登志彦理事、則藤誠司高松支店長から説明がなされました。

商工中金は、平成20年10月1日に新商工中金法に基づき、株式会社に移行され、その移行手続きや株式会社化後の定款は、転換計画で定められます。転換計画は、総代会での承認を経た後、その概要がすべての民間出資者の方々に通知され公告されます。その後、主務大臣による転換計画の認可等を経て、商工中金は株式会社となります。

転換計画に基づき、民間出資者の方々に出資の口数に応じて、株式が割り当てられることになります。すべての民間出資者の方々に株主となっていただくという考え方から、その割当て比率は、出資1口に対して1株を割り当て、単元株式数1千株とする方向で検討が進められています。

また、株券を発行する方向で検討が進められており、その場合、株主の判断により、株券不所持とすることが可能であり、株券不所持とすれば株券紛失リスクを回避できます。

株式割当ての結果、出資者の方々は、株主として会社法に基づく権利行使(株主総会議決権、配当請求権等)や商工中金の貸付業務の利用が可能です。なお、株主の資格は、政府のほか、中小企業団体に加え、株主である中小企業団体の構成員に限られています。



▲説明会の様子

### 出資者の方へのお願い

#### ●組合員にご周知ください。

- ・3月頃商工中金から送付する「商工中金の株式会社化に関するご案内(仮称)」をもとに、組合員に商工中金の株式会社化の内容をお知らせください。
- ・転換計画の概要の公告に先立ち、組合総会等の機会を通じて、(株式の)継続保有の可否について、組合内部での検討を進めてください。
- ・転換計画に基づき、継続して新商工中金の株式を保有する場合は、組合の機関における手続きは特に必要ありませんが、その場合は、株式を保有する旨及び新商工中金法や転換計画の概要等について、通常総会等の機会に組合員に説明してください。
- ・一方、転換計画に反対し、商工中金に出資持分の払戻しを請求する場合(=商工中金を脱退)には、組合員が商工中金との取引資格を失い、借入れが出来なくなるなど組合員に不利益をもたらすおそれがあるため、通常総会等の機会を通じ、商工中金を脱退した場合の不利益等について組合員に説明し、十分な理解を得て行ってください。

#### ●必要に応じて、組合のルールの見直しを行ってください。

- ・定款等で、株式の保有を制限している場合は、商工中金の株式を保有できるよう見直しをお願いします。

(注) 中小企業等協同組合法第57条の5により、余裕金運用制限が課せられている共済組合、大規模組合においては、商工中金株式の保有が可能となるよう、中小企業等協同組合法施行規則等の改正手続きが進められています。

## 中央会だより 3

## 香川県外国人研修生受入組合連絡協議会が交流会を開催

香川県外国人研修生受入組合連絡協議会（増田稔会長・会員34組合）は、2月26日、株式会社瀬戸内「技能研修センター」（三豊市）を訪問し、当地において交流会を開催しました。この交流会は、研修生受入組合の相互交流と情報交換を目的に、今回初めて実施されたもので、当日は組合関係者ら26名が参加しました。

同センターは、瀬戸内食品加工協同組合（増田稔理事長・組合員43名）が受け入れを実施している研修生の集合座学研修が行われています。

初めに、増田会長より「研修生受入を実施している組合を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるが、協議会会員一同、団結して乗り越えたい。今後につながる実りのある会にしてほしい」との挨拶がありました。

その後、瀬戸内食品加工協同組合の磯崎辰夫事務局長よりセンターの概要について説明がありました。4階建てのセンターは、座学研修を行う教室の他、食堂やベッドルーム、シャワー室も完備しており、常時60名が宿泊できます。磯崎事務局長は「研修生と組合・企業とのコミュニケーションは非常に重要。センターでは、互いの信頼関係を構築することを念頭に置き、研修生に対する健康管理にも配慮している」と述べられました。交流会終了後には、センターの見学も行われ、参加者から施設の利用について熱心に質問がありました。



▲意見交換の様子

また、研修生・技能実習生受入事業を取り巻く状況について過去の問題事例やその対応策、現在の状況等についての意見交換も行われました。会員組合より、送り出し機関の選別や事前研修、入国後の対応等、一組合では対応が困難な問題も組合相互が連携し、団結することで解決を図ることができるとの提言もなされ、今後の協議会のあり方についても活発な議論が交わされました。



▲増田稔協議会会長

## 中央会だより 4

## 「中小企業退職金共済制度」のご案内

中退共制度（中小企業退職金共済制度）は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、中小企業の方の相互共済と国の援助で退職金制度を確立することを目的として作られた国の制度です。

安全・確実・有利なこの制度をぜひご利用下さい。

## 【制度の特色】

- 適格退職年金制度からの移行先となっております。
- 掛金を納めるだけで企業の実態にあった退職金制度を手軽にもつことができます。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は税法上、損金又は必要経費として全額非課税になります。
- 過去の勤務期間通算や、企業間を転職した場合などの通算ができます。

## 【掛金の種類】

月額5,000円から30,000円までの16種類です。

短時間労働者（1週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ30時間未満の従業員）は、2,000円・3,000円・4,000円の特例掛金でも加入できます。

## 【加入の手続き】

所定の申込書に記入・押印のうえ中央会（委託事業主団体）へお申し込み下さい。

## ●お問い合わせ先

香川県中央会 総務部 TEL: 087-851-8311

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL: 03-3436-0151 (代表)

URL: <http://chutaikyotaisyokukin.go.jp/>

# 新設組合紹介

新たに下記の組合が設立し、本会に加入しましたのでご紹介します。

協同組合泰和			
代表理事	原 準二		
主な事業	・組合員の取り扱う作業服及び事務用品等の共同購買 ・外国人研修生共同受入事業		・教育情報提供事業 ・福利厚生に関する事業
地区	香川県高松市、丸亀市、観音寺市、三豊市		
事務所所在地	三豊市山本町辻1074番地1		
組合員たる資格	食鳥処理加工業、塩干・塩蔵品製造業、成人女子・少女服製造業、靴下製造業、印刷業		
所管行政庁	香川県		
組合員数	5名	出資総額	1,000,000円
設立登記日	平成19年12月5日		
設立の目的	厳しい経営環境を乗り越えていくため、共同購買事業を行い、また、技術の改善を図り、情報の交換を行うことで組合員企業の経済的発展と地位向上に貢献するとともに、外国人研修生共同受入事業の実施による国際貢献を図ることを目的に組合を設立しました。		

香川県柔道整復師協同組合			
代表理事	石原 誠		
主な事業	・組合員の取り扱う治療材料及び用具、消耗品等の共同購買 ・組合員のためにする損害保険の代理業務		・教育情報提供事業 ・福利厚生に関する事業
地区	香川県		
事務所所在地	高松市中野町13番地1		
組合員たる資格	柔道整復師法第3条の免許を受けて柔道整復業を行う事業者		
所管行政庁	香川県		
組合員数	144名	出資総額	1,440,000円
設立登記日	平成19年12月25日		
設立の目的	地域住民のニーズに対応し、良質な治療を提供するために、最新の治療機器及び材料を共同購買することで経済活動を促進し、また、柔道整復師としての施術・資質の向上を図ることを目的とした講習会等の開催を行い、地域住民の疾病の予防並びに健康増進に協力することを目的に組合を設立しました。		

協同組合国際ビジネスサポート			
代表理事	福一 稔		
主な事業	・組合員の取り扱うガソリン及び事務用品等の共同購買 ・外国人研修生共同受入事業		・教育情報提供事業 ・福利厚生に関する事業
地区	香川県、愛媛県		
事務所所在地	木田郡三木町大字氷上17番地1		
組合員たる資格	中華料理店、西洋料理店、書籍・雑誌小売業、工業計器製造業、経営コンサルタント業		
所管行政庁	四国厚生支局、中国四国農政局、四国経済産業局		
組合員数	5名	出資総額	1,000,000円
設立登記日	平成20年2月6日		
設立の目的	共同事業を実施し、経済的発展と地位向上を図り、併せて、経営の改善向上、経費の節減、人材の育成、外国人研修生の受け入れ、情報の交換等により企業の発展向上を図るという共通の経営目標を達成し、今後予想される経営環境の悪化と企業活動のグローバル化にも対応できる安定した企業体質の確立に取り組むことを目的に組合を設立しました。		

## お知らせ

## 平成20年度税制改正の概要

今般、平成20年度の抜本的税制改正が行われました。この中で中小企業関連の改正点の大きな柱として、長年の課題であった事業承継税制の抜本拡充が実現されました。これにより、事業継続の最大の支障の一つである中小企業経営者の相続税負担の問題が一掃され、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化を強力に後押しし、あわせて、中小企業の生産性向上・成長の底上げを促進する中小企業投資促進税制、少額減価償却資産特例の延長や中小企業技術基盤強化税制の拡充等の実現が主な内容となっています。

以下にその概要についてお知らせします。

## 1. 中小企業の事業承継の円滑化

## 1. 中小企業事業承継税制の抜本拡充

- 非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、**現行の10%減額から80%納税猶予**に大幅に拡充
- 本制度は、平成21年度改正で創設し、**事業継続円滑化法(仮称)の施行の日(平成20年10月予定)**以降の相続に遡って適用

## 改正の概要

## 自主株に係る10%減額措置(現行制度)

## 主な要件

<対象会社要件>  
発行済株式総額 20億円未満の会社  
<軽減対象の上限>  
相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額

軽減割合を  
80%に  
大幅拡充

## 自主株に係る80%納税猶予(改正後)

## 主な要件

○対象会社は中小企業基本法上の中小企業  
※株式総額要件は撤廃  
○軽減対象となる株式の限度額は撤廃  
※但し、発行済議決権株式総数の2/3以下の限度有り

## 2. 非上場株式における営業権の評価の改正

中小企業の事業承継における非上場株式の適正な評価に資するため、非上場株式を純資産価額方式により評価する場合に計上される営業権の評価について、次のとおり見直す。

## 営業権の評価方式

超過収益力  

$$\text{利益金額} (*) \times 0.5 - \text{①標準企業者報酬額} - \text{総資産価額} \times \text{②基準年利率} \times \text{営業権の持続年数(原則10年)に応ずる基準年利率による複利年金現価率}$$
 評価の安全性  
 投下資本の動きの部分を控除

## 改正の概要

- ①標準企業者報酬額…実態調査結果に基づいて改定

現行(抜粋)	
利益金額	標準企業者報酬額
5,000万円	850万円(17%)
1億円	1,000万円(10%)
5億円	5,000万円(10%)

引上げ

改正後(抜粋)	
利益金額	標準企業者報酬額
5,000万円	2,500万円(50%)
1億円	4,000万円(40%)
5億円	1億円(20%)

- ②基準年利率…国債利回りを基にしたものから企業の収益率を基にしたものに見直し

現行(抜粋)	
基準年利率(国債の利回り)	
	2%

引上げ

改正後(抜粋)	
総資産利益率(利益÷総資産)	
	5%

## 2. 中小企業の生産性向上・成長の底上げ

### 1. 中小企業投資促進税制の延長、情報基盤強化税制の延長・拡充 (法人税、所得税、法人住民税、法人事業税)

- 中小企業を始めとした戦略的なIT投資の加速等を図り、日本経済の生産性向上・成長の底上げを牽引することが不可欠。
- 中小企業向けの情報セキュリティ強化ソフトウェアや高度なIT活用を実現するための連携ソフトウェアの追加等を行った上で情報基盤強化税制を延長するとともに、中小企業投資促進税制を延長する。

#### 改正の概要

中小企業投資促進税制  **2年間延長**

中小企業のIT・ソフトウェア等への投資に対する特別償却30%又は税額控除7%を選択適用。  
【対象投資】①全ての機械・装置、②器具・備品(電子計算機、デジタル複合機)、③一定のソフトウェア等

情報基盤強化税制  **2年間延長・拡充**

- 2年間延長(情報セキュリティ強化のための投資に対する特別償却35%又は税額控除7%を選択適用。)
  - 中小企業を中心に拡充
  - ① 取得価額の最低限度を大幅引下げ(300万円以上→70万円以上)
  - ② 部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアを支援対象に追加
  - ③ SaaS・ASP(※)事業者が適用対象となることを明確化
- (注) 資本金10億円以上の企業については一定の取得価額上限を新たに設定。  
※ SaaS (Software as a Service)、ASP (Application Service Provider) …インターネット経由で情報処理を行うサービス

### 2. 少額減価償却資産の特例(30万円未満の少額資産の即時全額損金算入)の延長 (法人税、所得税)

小規模企業を中心にパソコン等の生産性向上に寄与する投資の促進に効果を有し、中小企業の事務負担の軽減に資する少額減価償却資産の特例の適用期限を**2年間延長**する。

### 3. 中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)の抜本拡充 (法人税、所得税、法人住民税)

試験研究費に対する税額控除上限の引上げ(現行の上限:法人税額の20%)  
— 研究開発を増加させている企業又は研究開発比率が高い企業が**最大30%**まで税額控除できる枠組みに拡充(上限の別枠10%)

### 4. 人材投資促進税制の拡充 (法人税、所得税、法人住民税)

教育訓練費割合が一定水準以上の中小企業について、増減に関わらず**教育訓練費の8~12%を税額控除**する「総額方式」に拡充。

### 5. 創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の繰戻還付措置の延長 (法人税)

### 6. 交際費の損金算入特例(400万円まで90%損金算入)の延長 (法人税)

### 7. 企業再生税制の特例措置を受ける私的整理の要件の緩和 (法人税)

企業再生税制の適用要件である「2以上の金融機関等の債務免除」につき、「金融機関等」に信用保証協会を追加。

### 8. 農林水産業と商工業との連携等を促進するための所要の税制措置 (法人税、所得税)

農林水産業者と中小企業者が連携し、商品等の開発、生産等を行うための設備投資に対する税制措置の創設(7%の税額控除又は30%の特別償却)

詳細につきましては、下記中小企業庁ホームページをご覧ください。

URL:[http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/07121420fyzeisei\\_kekka.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/07121420fyzeisei_kekka.htm)

# 組合企業訪問 頑張ってます



〈四国コカ・コーラグループ〉

- 所属組合 協同組合香川工業センター
- 役職名 監事

## 会社の概要



代表取締役 沖川 修

代表取締役 設立 資本金 従業員数 住  工場住所  事業内容  U R L	役 沖川 修 立 昭和57年4月28日 金 4,000万円 数 67名 所 〒761-8061 香川県高松市室町1907-36 TEL 087-866-5535 FAX 087-866-5580  ○ 国分寺工場 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家乙1-1 TEL 087-874-3582 ○ 綾川工場 〒761-2103 香川県綾歌郡綾川町陶1500-47 TEL 087-876-9635 ○ 千疋工場 〒761-2102 香川県綾歌郡綾川町千疋560-1 TEL 087-877-2266  1. 容器包装リサイクル法に関する空容器（ビン・缶・ペット・廃プラスチック類）の収集運搬と選別処理 2. 蛍光管・乾電池の収集運搬 3. 再商品化物・ペットボトルフレークの販売事業 <a href="http://www12.ocn.ne.jp/~resource/">http://www12.ocn.ne.jp/~resource/</a>
--	--

## 沿革

昭和57年4月	ガラス類・金属類等の収集と選別、再生製品の販売を目的に有限会社コーセイリサイクルセンター設立
平成8年3月	有限会社コーセイリサイクルセンターから株式会社リソーシズへ組織変更
平成9年3月 7月	指定法人の再生処理事業者に登録 香川県産業廃棄物収集運搬許可、香川県産業廃棄物処分業許可、高松市産業廃棄物収集運搬業許可取得
平成10年4月	一般貨物自動車運送事業者許可取得
平成12年6月	既存施設（ビン・缶・ペット類の処理）の増設 廃プラスチック類処理施設の新設
平成13年5月～平成14年5月	高知県・高知市・愛媛県・松山市・徳島県・岡山市・兵庫県・神戸市・尼崎市の産業廃棄物収集運搬業許可取得
平成14年12月	本社及び国分寺工場ISO14001認証取得
平成15年4月～5月	倉敷市・姫路市・東大阪市の産業廃棄物収集運搬業許可取得
平成17年6月	綾川工場竣工 ペットボトルフレーク製品化事業開始
12月	綾川工場ISO14001認証取得
平成18年6月	綾川町千疋にて土地、工場を取得
平成20年4月	千疋工場にてアルミ缶フレーク製

## 資源分別作業専門の 独自システムを追求

地球環境保全のために世界的に関心が高まっている環境型社会の形成は、地球に住む私たち1人1人が責任を持って取り組まなければならない問題です。平成9年4月に本格施行、平成12年4月に完全施行された「容器包装リサイクル法」により、ゴミの再資源化が重要視されています。しかし、各自治体での分別作業の徹底や専用施設の建設費用など、自治体や消費者にかかる負担は大きいものがあります。



▲本社外観



▲綾川工場外観



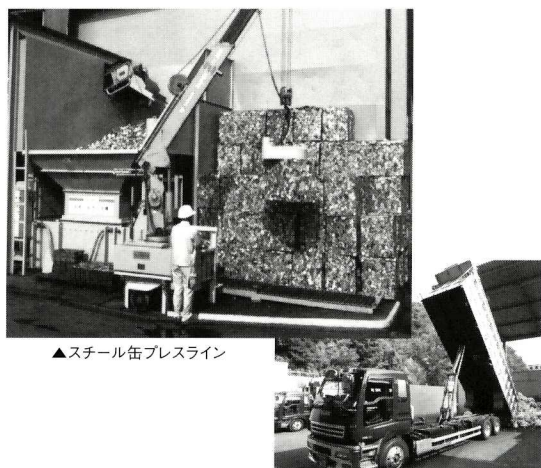
# 21世紀の地球環境を見つめる

## リサイクルルニーズ 循環型社会に対応する理想種

当社では、独自の資源リサイクル技術を構築し、資源分別再商品化から販売までトータルなシステムを確立し、低コストかつスピーディなリサイクル事業に取り組み、地域に密着したリサイクル・ソリューションを提案しております。

### 収集運搬から処理作業・原料販売まで 独自のシステムでトータルにサポート

国分寺工場では、缶・ガラスビン・ペットボトルなどを混合物状態で収集し、ペットボトル→スチール缶→アルミ缶→ガラスビン（色選別）と一環したラインでそれぞれ分別し、また、自治体の廃プラスチック類も異物除去など確実なリサイクル工程を実施しています。最終工程では各原料や二次利用製品として専門業者への販売ルートも確立しております。また、ガラスビンの再利用として舗装用砂、骨材などの製造販売にも取り組んでいます。



▲スチール缶プレスライン

▲回収状況

綾川工場では、圧縮梱包して搬入されたペットボトルを金属検知機で綿密に検査し、破砕機にかけフレーク状にして梱包し、繊維製造業者などに販売されます。

また、千足工場では、缶のリサイクル「Can To Can」を



▲ペットボトル・フレーク処理ライン

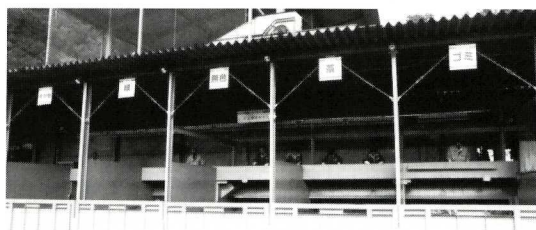
目指し、アルミ缶をフレーク状にして塗装とフィルムを除去するアルミ加工事業を平成20年4月からスタートさせます。

このように受け入れた資源を確かな技術とシステムで責任を持って再資源化し、21世紀の地球環境を保全する循環型社会の形成に向け鋭意取り組んでおります。

### 障がい者雇用への取り組み

当初は、ボランティアのつもりで平成16年に障がい者を1名採用したのがきっかけでした。その後、スポーツを通じて、障がい者の特別支援学校と緊密となり、当社の単純作業業務を活かした障がい者への職場の提供を心がけています。現在では、身体・知的障がい者を含め10名の障がい者を雇用（障がい者雇用率15.2%）しています。

障がい者にとって多くの仲間がいることで、心強く安心して仕事ができる環境となっていると思っています。一方、障がい者の社員は年々レベルアップしており、当社にとっても貴重な戦力となっています。



▲あきビン色選別処理ライン

### 今後の抱負

平成12年4月に完全施行された「容器包装リサイクル法」により、資源の分別作業は、自治体などの活動や各家庭の自主性に頼る状況では、徹底しきれていないのが実情です。自治体が行うには、専用施設の建設など膨大な必要となりますが、当社ではそうした資源の分別作業を専門に行うことで低コストかつスムーズなリサイクル業務をお手伝いし、市町村の「容器包装リサイクル法」への対応をバックアップしております。

スチール缶、アルミ缶、ビン、ペットボトル等の混合物の分別、さらにビンの色選別、廃プラスチックの選別・減容等確実な分別作業のみならず、その製品の販売ルートも確立し、受け入れた資源は責任を持って再生利用しております。

今後とも地域環境の保護と地球環境の保全を認識し、資源の分別、再生利用を通じて環境負荷の低減に努めます。

## 商工中金だより

## 商工中金高松支店は「かがわ子育て応援企業ローン」を新たに創設しました

商工中金高松支店は、香川県が実施している子育て支援施策に賛同し、子育て支援に取り組む企業を応援するため、「かがわ子育て応援企業ローン」を創設しました。

本ローンは、香川県が実施している「子育て行動計画策定企業」として認証マークを交付された香川県内の中小企業及び「かがわみんな子育て応援団事業」のみんなトクだね応援団協賛事業所として登録された香川県内の中小企業の皆様を対象とし、事業に必要な設備資金・運転資金をご融資するものです。

融資に際しては、商工中金所定の利率より0.2%の優遇措置が講じられます。

【お問い合わせ先】

商工組合中央金庫 高松支店

〒760-0052 高松市瓦町1-3-8

TEL 087-821-6145 FAX 087-851-6074

## 中小公庫だより

## 貸付利率のお知らせ

平成20年2月14日より、当公庫の貸付利率が改定され、下記の通りとなりましたのでお知らせいたします。

なお、下記掲載は貸付制度の一部ですので、詳しくは中小公庫までお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)
一般貸付	4億8千万円 (うち運転資金 2億4千万円)	2.15% 2.45%	—	設備 10年 運転 5年	地域活性化資金	7億2千万円	2.15% 3.05%	2億7千万円	設備 20年 運転 7年
新事業育成資金	6億円	1.30% 2.75%	6億円	設備 15年 運転 7年	環境・エネルギー 対策資金	7億2千万円	1.30% 2.75%	4億円	設備 15年 運転 7年
新事業活動促進資金	7億2千万円	1.30% 3.05%	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	地域雇用促進資金	7億2千万円	1.30% 2.75%	6億7千万円	設備 15年 運転 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	1.30% 2.75%	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	4.65% 5.25%	—	設備 15年 運転 5年
企業活力強化資金	7億2千万円	1.30% 3.05%	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	企業再建・ 事業承継支援資金	7億2千万円	1.80% 3.05%	2億7千万円	設備 20年 運転 10年
海外展開資金	2億5千万円	2.15% 2.75%	—	設備 15年	再挑戦支援資金	7億2千万円	2.15% 2.75%	—	設備 15年 運転 7年

(※)同一貸付でも、担保などの該当要件や貸付期間により、適用利率が異なります。

【お問い合わせ先】 中小企業金融公庫高松支店

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル3階

TEL 087-851-9141 FAX 087-822-1423

## 国民公庫だより

## 高松支店景況調査結果

当支店では、四半期に一度、県内の企業経営者の皆様への景気動向に関するアンケート調査を実施しています。

平成19年10～12月期における県内の企業の業況判断DIは2.8ポイント上昇し、▲47.8となりました。来期は▲50.7と2.9ポイント低下する見通しとなっています。

※業況判断DI:「業況が良いとする企業割合」-

「業況が悪いとする企業割合」

## 国の事業ローン(普通貸付) (金利は平成20年2月14日現在)

ご融資限度額	利率(固定)	ご返済期間
4,800万円	2.2%	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内

※このほかにも各種の融資制度をお取り扱いしております。

## 業況判断DI(全業種)

	H18 4~6	7~9	10~12	H19 1~3	4~6	7~9	10~12	H20/ 1~3 見通し
県内	-52.3	-44.2	-51.3	-41.0	-61.6	-50.6	-47.8	-50.7
四国	-47.1	-46.1	-52.2	-45.4	-49.1	-52.1	-42.8	-52.5
全国	-36.3	-36.9	-38.9	-37.7	-38.7	-42.9	-42.6	-47.7

【お問い合わせ先】

国民生活金融公庫 高松支店(融資相談係)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7

TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

# 4月6日～15日は春の全国交通安全運動実施期間です!

## 運動重点事項

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 自転車の安全利用の推進
- 交差点での交通事故防止

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

2008 February

1日	改正組合法対応研修会	(ウエルシティ高松)
5日	全国中央会正・副会長会	(東京都)
	全国中央会による小企業者組織化推進事業等監査	(中央会研修室)
6日	文部科学大臣との懇談会	(東京都)
	香川県商店街振興組合連合会・香川県中小小売商団体連合会合同新春講演会	(リーガホテルゼスト高松)
7日	道路特定財源の暫定税率廃止に反対する香川県緊急大会 (香川県社会福祉総合センター)	(ゆめタウン高松)
8日	仕出し協同組合スプリング新年会	(龍泉庭)
	平成19年度官公需問題懇談会	(協同組合庵治石振興会組合会議室)
10日	平成19年度皮革産業振興対策事業:日本手袋工業組合・国際産業調査交流派遣事業 (~16日)	(ハンガリー・ブルガリア)
13日	香川県産業・企業動向関連情報連絡会	(香川県庁)
	農林水産・食品産業分野における外国人研修・技能実習制度研修会	(中国四国農政局)
	地域資源活用促進フォーラムin香川	(サンポートホール)
17日	山下幸雄理事藍綬褒章受章記念祝賀会	(マツノイバレス)
18日	商工中金の転換に係る説明会(第2回)	(リーガホテルゼスト高松)
	香川商工中金会新年懇親会	(リーガホテルゼスト高松)
20日	かがわIT経営応援隊推進委員会	(四国経済産業局)
21日	公正採用選考人権啓発推進協力員会議	(ウエルシティ高松)
	人権・同和問題研修講演会	(ウエルシティ高松)
22日	都道府県中央会事務局代表者会議	(東京都)
	青年部四国ブロック会長会議	(高知県)
23日	香川県テントシート工業組合通常総会	(オークラホテル高松)
26日	香川県外国人研修生受入組合連絡協議会・交流会	(瀬戸内食品加工協同組合)
27日	高松ホテル旅館料理協同組合通常総会	(リーガホテルゼスト高松)
	中小企業人材育成事業実施団体連絡会	(香川県庁)
	塩江温泉旅館飲食協同組合通常総会	(華乃荘)
28日	平成19年度四国ブロック情報連絡会議	(徳島県)
	商店街の空き店舗解消指針普及セミナー	(愛知県)
29日	日本手袋工業組合国際産業調査交流派遣事業報告取りまとめ会議	(富の家会議室)
	協同組合ハイウェイシステム通常総代会	(喜代美山荘花樹海)
	香川県障害者就労支援ネットワーク第2回会議	(高松サンポート合同庁舎)
	社会保険委員研修会	(香川県県民ホール)

事務局日誌

## BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	親の品格	坂東眞理子	PHP研究所/756円
2	私の男	桜庭 一樹	文藝春秋/1,550円
3	お金は銀行に預けるな	勝間 和代	光文社/735円
4	おひとりさまの老後	上野千鶴子	法研/1,470円
5	ジュセリーノ未来予知ノート	ジュセリーノ・ノールガ・ダルス	ソフトバンククリエイティブ/1,365円

香川県書店商業組合調べ